

# 施策評価表(平成20年度の振り返り、総括)

作成日 平成 21 年 4 月 15 日

施策No.	39	施策名	情報公開の推進と個人情報保護の徹底
主管課名	総務課	主管課長名	水島 唯雄
関係課名			

施策の目的 【対象】	対象指標名	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			・市民 ・情報を請求できる人	人口	人	46,723	46,459

施策の目的 【意図】	成果指標名	単位	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度目標	22年度目標			
			・知る権利が保障されている。 ・個人のプライバシーが守られている。	①開示請求件数	件	2	4	15	20	25
				②市の情報公開制度について知っている市民の割合	%	15.9	15.9	15.1	32.5	50.0
				③個人情報(プライバシー)が保護されていると感じている市民の割合	%	19.5	24.4	24.7	37.5	50.0

成果指標設定の考え方	<p>①開示請求件数を見ることで、知る権利をどれだけ行使しているかがわかるので、これを成果指標とした。</p> <p>②市の情報公開制度について知っているかを市民に聞くことで、情報公開制度の認知度がわかり、この認知度が向上しないと知る権利が保障されているとは言えないので、これを成果指標とした。</p> <p>③個人情報保護されているかどうかを市民に聞くことにより、個人情報の保護が適切になされているかどうかの市民の意識の程度がわかるので、これを成果指標とした。</p>
------------	---

成果指標の把握方法(算定式など)	<p>①総務課の資料により把握。</p> <p>②企画政策課が実施する市民意識調査により把握。</p> <p>③企画政策課が実施する市民意識調査により把握。</p>
------------------	--

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>知る権利が保障されていることを認識していただく。必要に応じて権利を行使していただく。</li> <li>個人のプライバシーが侵害されていないかを、いろいろな機会を通じて自らも注意していただく。</li> </ul>
	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示請求があった場合、非開示情報に該当しない限り、より迅速に交付決定を行う。</li> <li>個人情報保護のための情報管理体制を強化し、セキュリティ体制を確立する。</li> </ul>
	その他	

施策No.	39	施策名	情報公開の推進と個人情報保護の徹底
20年度の 評価結果	1. 施策の成果水準とその背景(近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること)		
	ア. 成果水準の推移(成果水準がここ数年どのように推移しているかを中心に記述)		
	◆近隣他市も含め、情報公開及び個人情報保護に関する住民の意識は相変わらず低い。当市の開示請求件数は、平成17年度が6件、平成18年度が2件、平成19年度が4件であった。平成20年度には15件と増加しているが、これは、特定の請求者が特定の事案について幾度も請求があったことや営利を目的とする業者等の請求が増えてきていることなどによるものである。		
	◆平成20年度の市民意識調査では、「市の情報公開制度について知っている市民の割合」と「個人情報保護されていると感じている市民の割合」は、前年度とほぼ同ポイントである。「市の情報公開制度について知っている市民の割合」は、約15%と低い。		
	イ. 近隣他市との比較(成果水準が近隣他市と比較してどうであるかを中心に記述)		
	◆近隣都市の開示請求件数を見ると、黒部市では平成18年度2件、平成19年度1件、平成20年度2件。滑川市では、平成18年度13件、平成19年度34件、平成20年度5件となっている。なお、滑川市の平成19年度の大幅な件数増は特定の事案に係る請求が集中したことによるものである。		
	ウ. 住民期待水準との比較(成果水準が住民が期待していると思われる水準と比較してどうであるかを中心に記述)		
	◆「個人情報保護されていると感じている市民の割合」は25%程度で推移しており、まだまだ住民期待に応えるため、改善の余地はあると考えられる。		
	2. 施策の成果実績に結びついているこれまでの主な取り組み(事務事業)の総括 (ここ数年の間、施策の成果向上に貢献してきた主な事務事業の取り組み内容を中心に記述)		
	(1) 知る権利の保障対策 ①従来に引き続いて、情報の開示を進めてきた。 (2) 個人情報保護対策 ①平成17年3月に情報公開条例を全部改正し、個人情報保護条例を施行した。 ②平成18年3月に、円滑な制度活用を図るため、職員向けに「情報公開・個人情報保護の手引き」を発刊した。 ③平成18年12月に、情報公開・個人情報保護審査会の委員5名を任命した。 (3) セキュリティ対策 ①平成19年に情報セキュリティ対策を推進するため、「情報セキュリティに関する規程」と「情報セキュリティ対策基準に関する要綱」を定めた。(20.04.01施行)		
3. 施策の課題認識及び21年度の取り組み状況(予定) (20年度末で残った課題、既に21年度に取り組んでいること、又は取り組むこととしている予定を記述)			
(1) 知る権利の保障対策 ①条例及び手引きに従って情報開示を進める。 (2) 個人情報保護対策 ①条例及び手引きに従って個人情報を保護する。 (1)(2) 共通 ①条例及び手引きで判断できないときは、必要に応じて情報公開・個人情報保護審査会を開催する。 ②「情報公開制度について知っている市民の割合」が15%と低いことから、年一度程度の市広報による啓発を行う。 (3) セキュリティ対策 ①平成20年4月1日施行された「情報セキュリティに関する規程」等に基づき、「セキュリティ実施手順」を作成するとともに職員に対する情報セキュリティ研修を実施する。			

施策の トータル コスト	区 分	単位	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績
	A. 本施策を構成する事務事業の数	本数	2	2	3		
B. 事業費 (事務事業の事業費合計)	千円	0	0	5,417			
C. 事務事業に要する年間総時間	時間	400	400	980			
D. 人件費 (C×1時間あたりの平均人件費)	千円	1,644	1,604	4,121			
E. トータルコスト (B+D)	千円	1,644	1,604	9,538	0	0	
効率性 指標	対象(受益者)1単位あたり、若しくは市民1人あたりの施策の	円	0	0	118		
	F. 事業費 (定義式 : B/人口)	円	35	34	90		
	G. 人件費 (定義式 : D/人口)	円	35	34	207		
	H. トータルコスト (定義式 : E/人口)	円	35	34	207		